

デジタルサイネージ特記仕様書

1. 概要

本市新庁舎整備で必要とされている情報システム関連の業務で、来庁した市民への情報配信としてデジタルサイネージを設置し、市民サービスや利便性の向上を見込む庁舎を目指すものとする。

2. 機能要件

本市新庁舎におけるデジタルサイネージの必要要件は、下記事項についての表示および運用が可能なシステムとし、要件を満たした機器等の選定および設置・設定を実施すること。これらの設計業務は、市民課、保険年金課、議会事務局等をはじめ、各担当課と調整し設計行うものとする。

なお、これ以外においても、市民サービスの向上、本市職員の働き方改革等に繋ぐことが可能となる有益な機能等があれば提案に含めること。導入後の有効活用についての提案も望む。

(1) 本市インフォメーション（お知らせ）表示機能

(2) 窓口番号案内機能

番号発券機・番号呼出小型端末も合わせて調達するものとし、連携が可能なシステムとすること。

(3) 議員等登退庁表示機能

(4) フロア案内機能

(5) 広告掲載機能

3. 機器仕様

機器の必要要件は以下のとおりである。要件を満たす機器等の選定および設置・設定を実施すること。

(1) インフォメーション及び番号案内用の汎用ディスプレイは、55型もしくはそれ以上のサイズとすること。

(2) 窓口で操作する番号呼出用小型端末は、机上で操作可能で接客事務に支障が出ないサイズとするが、その程度や台数については提案すること。

(3) 発券機はディスプレイ付きとすること。

(4) 管理端末はノートPCを想定しているが、必要なシステム要件に基づき提案すること。

(5) サイネージシステムは、情報部門職員以外でも直感的に操作できる管理画面であること

4. 配置計画

機器の配置計画は、現在以下のとおり想定している。設置場所・汎用ディスプレイの設置形態（天吊や床上自立）・各機器の台数について提案すること。

なお、設置場所・機器種別・設置形態等を変更する場合もある。

フロア	設置場所	機器種別	設置形態	台数
1階	【提案】 1階ホール、 フロアマネージメント・ 戸籍・税・保険年金の 窓口及びその周辺を想定	ディスプレイ付き 発券機	床上自立	【提案】
		番号呼出用 小型端末	机上置	【提案】
		汎用 ディスプレイ	【提案】	【提案】
2階	【提案】 2階ホール、 福祉部門・福祉子育て部門 の窓口及びその周辺を想定	ディスプレイ付き 発券機	床上自立	【提案】
		番号呼出用 小型端末	机上置	【提案】
		汎用 ディスプレイ	【提案】	【提案】
3階	【提案】 3階ホールを想定 総務課内	汎用 ディスプレイ	【提案】	【提案】
		管理端末	机上置	【提案】
4階	議会事務局内	議員等登退庁用 表示機能用管理 端末	机上置	【提案】

5. その他

機器等の台数については提案とするが、費用は予算の範囲内に納めること。